

第一節　どのような事業を行ひどう利用されたか

一、統計調査

統計法にもとづく教育関係諸調査はじめ、文部省が毎年行う定期的調査があり、その一部については県統計課と協力して調査を実施した。

また、県教委が独自に企画した調査や、文部省の依頼調査と併行し、または共同調査を行い、その結果は別項のとおり公刊して教育施策の基礎資料として利用に供してきた。

(1) 学校基本調査

県統計課に協力し、文部省との協議打合せと県内説明会に出席した。調査結果は「学校統計要覧」の編集資料とした。

(2) 学校衛生統計調査

小学校二八校、中学校一四校、高等学校四校を抽出し、八才から一七才までの児童生徒の走・投等の六種目を測定した。

(3) 学校現況調査

学校基本調査と併行して同一期日をもつて教職員構成状況、学級編成状況、児童生徒異動状況を調査し、資料第一四号で結果を公表した。

(4) 地方教育費の調査

文部省で毎年全国に調査を依頼しているもので、本県でも全公立学校と地教委を対象として実施した。この調査結果は若干の分析に年次推移を添えて解説し、書名「ありのままの教育費」で報告書を公刊した。

(5) 就職状況等調査

定時制高等学校、技能者養成所等の労働青少年教育施設の教育状況と、生徒、指導者、雇傭主の意見を抽出調査した。この結果は一部を月報十二月号に掲載した。

(6) 学校給食調査

小・中学校の給食実施校を申告義務者とする指定統計で、本年度は給食の実施状況のほかに、準要保護世帯を抽出調査して給食費の補助の資料とした。この調査結果は資料第一五号で発表した。

(7) 児童生徒体力調査

小学校二八校、中学校一四校、高等学校四校を抽出し、八才から一七才までの児童生徒の走・投等の六種目を測定した。この結果は全国平均との比較を添えて解説を附し、資料第一八号（四月刊行予定）に掲載の予定である。

二、教育研究

(1) 長期欠席児童生徒調査

小・中学校児童生徒のうち、年度間五〇日以上欠席した者について、欠席理由と扶助状況を調査するものである。これは翌年度に集票するので現在各学校で調査記入申で、調査結果は資料第三〇号に掲載の予定である。

(2) 教職員勤務負担量調査

研究担当の係は従来の二名が本年度において一躍二倍の四名に増員された。しかし、この数字は県立教育研究所の全国平均一五・四人—もちろんこの中には所長・庶務係などが含まれているが—に比すれば遙かに小さいものである。いずれにせよ二倍に増員された本年度は今までになしえられなかつた本県での標準学力検査問題に着手することができた。

(1) 診断的性格をおびた福島県で標準化した学力検査問題の作成

一概に診断テストと言つても、その分析の程度、その診断の深さなどにより、このことから、学年末にこの学力検

て、全教職員の一ヶ月間の公務について個人調査を行い、学校ごとに集計した。また、この附帯調査として、出張と欠課についての学校調査があり、これらの集計結果は文部省の全国処理によらなければならぬので、本県分のみの発表は避けた。

ついで領域内での学習過程の機能的な分析にもとづいた問題の構成により、個人に即して絶対的にその欠陥や誤診のあり方を知ることができるように務めた。

従ってこれは新年度に担当学年より一つ下の学年の学力検査問題を使用し、その結果に基づき、年間指導計画の樹立に役立てることを目的としているものである。

さらに個々の児童生徒の成績を他の児童・生徒と比較解釈しようとすると全国、または、全県の学力水準が必要とする。全国的な標準テストは全国のあらゆる学校・学級で適用できるよう最大公約数的な問題構成をもつたものであり、また全国水準は過去数度の学力調査の結果、本県の水準より高いことなどから、福島県で標準化した学力検査問題の必要性が感じられる。

こうした要求にも応えうるものとして前述の診断的性格をおびさせるとともに、標準テストの形態をも具備させるための標準化を行うことにした。